

大分市危険ブロック塀等除却事業・概要

ひび割れ、傾きがあるブロック塀は、地震によって倒壊する危険性があります。ブロック塀が倒れることで人が下敷きになり死傷する場合や、倒れたブロック塀が道路を塞ぐことで避難活動や消火活動に支障が生じることがあるため、その安全対策が重要な課題です。本市では、地震に強い、安全・安心なまちづくりを促進するため、所有者や管理者が危険な状態にあるブロック塀等の除却を行う際にかかる費用の一部を補助します。

※**交付決定前に業者契約や除却工事を行った場合や**

当該補助金の交付を受けたことがあるものについては補助ができません



補助の対象となるブロック塀等

塀（フェンスその他これらに類するものとの混用の場合を含む）および門柱でコンクリートブロック造、コンクリートパネル造、石造、れんが造、その他組積造のものの一部または全部を解体撤去する工事で、次の補助の要件に該当するもの

補助の要件

次の（１）～（３）の全てに該当し、大分市が危険であると確認したもの

- （１）道路に面するもの ※道路とは、建築基準法第 42 条に規定する道路
- （２）高さが 1 メートル以上であるもの ※裏面参照
- （３）ひび割れまたは傾きが認められるもの

※上記要件を満たさないブロック塀等についても危険性等の状況から交付対象となる場合もあります

補助金の額

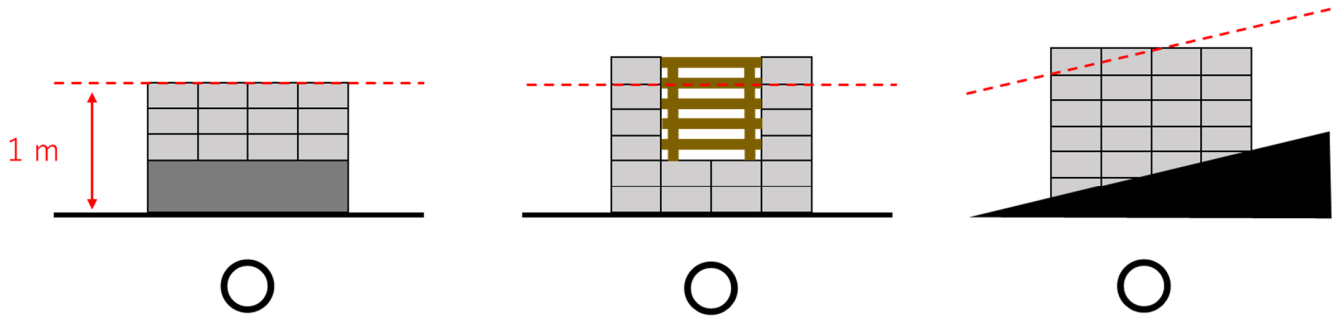
ブロック塀等の除却に要する費用の **2 分の 1 以内（上限 7 万円）**

※1,000 円未満の端数は切り捨て

危険なブロック塀等ある場合は、まずは下記連絡先までご相談ください

補助の要件(2) 参考例

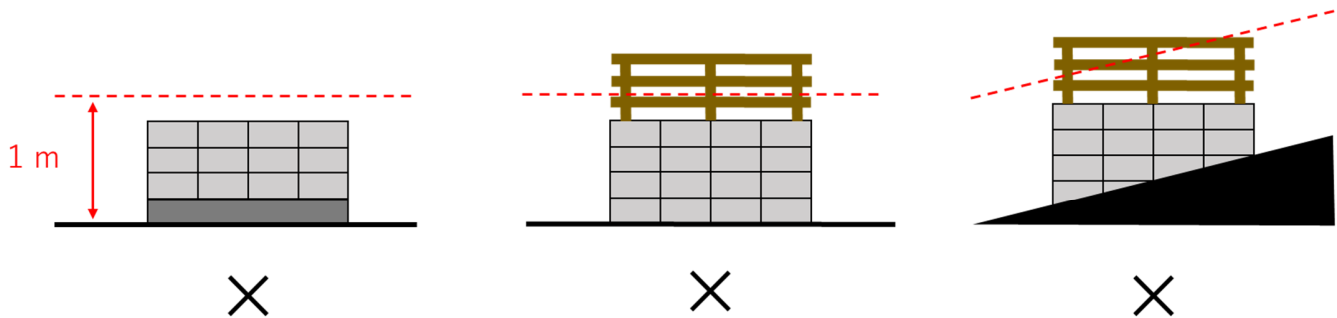
補助対象



↑補助対象となる高さについての要件

- ①前面道路の路面の中心からの高さが **1メートル以上**の位置にブロック塀があること
- ②傾斜地にあるブロック塀等(フェンス等との混用含む)については、**一部でも①に該当し、構造上一体**であること

補助対象外



↑補助対象とならない理由

前面道路の路面の中心からの高さが **1メートル以上**の位置にブロック塀がないため

※高さ1メートル未満であっても、倒壊した場合周辺に著しく影響を及ぼす恐れがある場合は補助対象となる場合があります。まずはお問い合わせください。